

図表2 時間外労働の上限規制

区 分		一 般 原 則	自動車運転者
①通常の時間外労働時間数		月45時間 年360時間	月45時間 年360時間
②臨時的な必要がある場合の上限 (特別条項)	月の時間外労働時間数 (休日労働を含む)	月100時間未満 2～6カ月平均80時間以下 ①の月45時間を超えることができるのは年6カ月以内	適用されない
	年の時間外労働時間数 (休日労働を含まない)	年720時間以内	年960時間

資料出所：厚生労働省「改善基準告示の見直しについて」を一部改変。

上限規制の施行に伴い、36協定届の様式は既に改正されているため、留意したい。

厚生労働省が公表している令和3年度「過労死等の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患に関する事案の支給決定件数で、業種別（大分類）において最も多いのが、「運輸業・郵便業」となっ

ている（令和3年度：59件〔うち死亡件数：22件〕）。昨今のネットショッピング等EC（Eコマース）利用者急増といった外部環境もあり、自動車運転者の長時間労働が課題となっている。事業主には、過労死等の防止の観点からも上限規制を踏まえた時間外労働の削減や拘束時間等の改善が求められる。

職業安定関係

令和6年4月1日から障害者雇用に係る短時間労働者の実雇用率算定を見直し

障害者の多様な就労ニーズに対する支援および障害者雇用の質の向上の推進等、多数の改正項目を含む「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律」（令4.12.16 法律104）の成立に伴い、障害者雇用促進法が令和6年4月1日より改正される。障害者雇用促進法では、事業主に対して、週所定労働時間が20時間以上の障害者の雇用義務が課せられている。

今回は、その中の短時間労働者（厚生労働大臣告示で週所定労働時間10時間以上20時間未満と規定される予定）を対象とした、新たな実雇用率算定について紹介する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律 (令4.12.16 法律104)

齊藤未央子 社会保険労務士(社会保険労務士法人みらいコンサルティング)

1.改正の趣旨

現在、事業主に雇用義務が課せられている障害者は、週所定労働時間が20時間以上の労働者となっており、週所定労働時間が20時間未満の労働者については、雇用した場合でも「障害者雇用率

制度」のカウントからは除外されている。しかし、障害の特性により、長時間の勤務が難しい場合であったり、障害種別にかかわらず週20時間未満であれば安定して勤務ができる場合であったりする等の労働者のニーズを踏まえ、本改正は、特に短

い週所定労働時間を希望する場合についての雇用機会の拡大を図るものとなっている。

2. 障害者雇用率制度

障害者雇用率制度とは、民間企業や国・地方公共団体、都道府県等の教育委員会に対し、従業員に占める障害者の割合を「法定雇用率」以上にすることと義務づけている制度である。

法定雇用率は、少なくとも5年ごとに見直しが見直されており、今後も引き上げが予定されている。現在は民間企業で2.3%となっており、従業員を43.5人以上雇用している事業主は障害者を1人以上雇用しなければならないこととなっている。法定雇用率を用いた法定雇用障害者数は、[図表1]の計算式で求められる。障害の種類や週所定労働時間数によるカウントのルールは、[図表2]のとおりである。

また、障害者雇用率が未達成である企業のうち、常用労働者100人超の企業から、障害者雇用納付金（不足1人につき月額5万円）が徴収される。逆に、達成となる企業のうち、常用労働者100人超の企業へは調整金（超過1人につき月額2万7000円）が支給され、常用労働者100人以下の企業へは報奨金（超過1人につき月額2万1000円）が支給される。

なお、調整金および報奨金については、今回の改正により一定の達成人数からは、超過人数分の単価が引き下げられることが予定されている。

3. 改正内容

今回の改正により、これまでは雇用率算定の対

図表1 法定雇用障害者数の計算式
(民間企業の場合)

$(\text{常用労働者数}^{\ast 1} + \text{短時間労働者数}^{\ast 2} \times 0.5) \times \text{法定雇用率} (2.3\%)$

※1 常用労働者…週所定労働時間30時間以上の労働者

※2 短時間労働者…常用労働者のうち、週所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者

(※1、2いずれも1年を超えて雇用〔見込み〕のある労働者が対象)

象外とされていた以下の障害者が、新たに対象となる（[図表2]参照）。

- 週所定労働時間^{※1}が特に短い「精神障害者」「重度身体障害者」「重度知的障害者」

また、これにより特例給付金^{※2}が廃止される予定である。

※1 週所定労働時間については、厚生労働大臣告示により週10時間以上20時間未満との規定が予定されている。

※2 週所定労働時間10時間以上20時間未満の障害者を雇用する事業主に対し、雇用障害者数に応じ、1人につき月7000円（常用労働者100人以下の場合は、1人につき月5000円）が支給される給付金。

4. 障害者雇用の現状

実際の民間企業における障害者の雇用状況は、厚生労働省が令和4年12月にまとめた「令和4年障害者雇用状況」の集計結果によると、雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新している。

- 雇用障害者数：61万3958人（対前年差1万6172人増加、対前年比2.7%増加）
- 実雇用率：2.25%（対前年比0.05ポイント上昇）
- 法定雇用率達成企業の割合：48.3%（対前年比1.3ポイント上昇）

今後も、障害の壁を越えてともに働くことのできる共生社会の実現が期待されている。

図表2 障害者雇用率制度における算定方法
(内は本改正後の内容)

週所定労働時間 障害の種類	30時間以上	20時間以上 30時間未満	10時間以上 20時間未満
身体障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
知的障害者	1	0.5	—
重度	2	1	0.5
精神障害者	1	0.5 [※]	0.5

※精神障害者である短時間労働者で、次の要件を満たす場合は、0.5ではなく1とカウントする措置が、令和4年度末までとされている（省令改正を行い、今後延長予定となっている）。

- 新規雇入れから3年以内の者または精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の者
- 令和5年3月31日までに雇入れられ、精神障害者保健福祉手帳を取得した者